

(変更)

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	66	担当課	薬務衛生課
法令名	動物の愛護及び管理に関する法律	根拠条項	第29条	不利益処分の種類	許可の取消し	
都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。						
一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。						
一の一 飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなくなつたとき。						
二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第二号に規定する基準に適合しなくなつたとき。						
三 第二十七条第一項第三号ハに該当することとなつたとき。						
四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。						
＜第二十七条第一項第二号に規定する基準＞						
一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。						
イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。						
ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であつて、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。						
ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であつて、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。						
二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。						
三 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置が、次のいずれかに該当すること。						
イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保						

ロ 殺処分（イを行うことが困難な場合であつて、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

<第二十七条第一項第三号ハに該当する場合>

法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者